

議 長 日程第1「議案第9号令和3年度松田町一般会計補正予算（第11号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会3日目、よろしくお願いを申し上げます。

議案第9号令和3年度松田町一般会計補正予算（第11号）。令和3年度松田町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億4,254万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,556万9,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、議案第9号令和3年度松田町一般会計補正予算（第11号）について御説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入では、交付税の増額や、国・県等ですね、補助金等を活用した事業の実績などによる歳入の減額、また、コロナ関連事業への地方創生臨時交付金の追加充当、そして町債につきましても各種事業での進捗を踏まえた減額となっております。歳出につきましても、事業等の進捗状況と実績の見込みによる減額に対し、教育施設整備基金への積立て1億500万円、そしてジビエ処理加工施設建設工事の追加分などを計上した補正予算となっております。

初めに、4ページをお開きください。こちらは第2表、繰越明許費の補正でございます。地方自治法第230条に伴いますものでございます。款、衛生費、

項、保健衛生費、事業名はジビエ処理加工施設建設に要する経費といたしまして、金額3,900万円を令和4年度に繰り越すための補正となります。工事入札の不落により、年度内の完了が見込めなくなったため、国との調整を進めていたところ、繰り越しの調整が整いましたので、令和4年度に繰り越して使用する補正予算を計上させていただきました。

次に、款、農林水産業費、項、農業費の農業委員会運営等に要する経費といたしまして、国の補正予算に伴い、実質令和4年度事業となるため、国との調整も整いましたので、ここで農地利用状況調査用の備品8万円を令和4年度に繰り越して使用するための補正となります。

次に、5ページでございます。第3表、地方債補正の変更でございます。1つ目の記載の目的につきましては、学校教育施設等整備事業、こちらは、補正前、10億5,920万円、補正後、限度額は10億3,720万円となります。これは、松田小学校整備事業に伴う太陽光発電設備整備工事の進捗状況に伴い、地方債を2,200万円減額補正するものでございます。

次に、臨時財政対策債につきましては、国からの交付税総額の増加が示され、連動する臨時財政対策債の発行可能額が減額となったことから、国から示された限度額1億7,240万円に変更するものでございます。

次に、地方債の廃止でございます。今回の補正につきましては、全体予算での歳入及び財源補正等の状況を鑑み、将来の財政負担を減らすため、起債を廃止するものが主なものでございます。1つ目の道路整備事業につきましては、限度額1,080万円で、これは町道15号線や観音道下地内定住化促進道路整備に伴う起債を、今回の歳入等の財政状況を鑑み起債を廃止するものでございます。

次に、交通安全施設等整備事業につきましては、限度額1億1,810万円で、こちらは新松田駅南口駅前広場整備事業の進捗状況及び北口駅前広場整備事業詳細設計による起債を本年度は廃止するものでございます。

続いて、緊急防災・減災事業につきましては、限度額520万円でございます。こちらは、広域消防施設整備の足柄消防署山北出張所建設に伴う負担金で、町の将来負担を減らすため、ここで起債を廃止し、一財で執行するためのもので

ございます。

それでは、12、13ページ、事項別明細書2、歳入でございます。初めに、地方譲与税の項、目、森林環境譲与税でございます。税額の確定に伴い、ここで9万6,000円を増額するものでございます。地方交付税におきましては、国税分の増額に伴い、市町村に交付額が再配分増加として交付されるため、普通交付税として1億2,248万9,000円、増額補正をするものでございます。これに伴い、臨時財政対策債につきましては6,520万円の減額となるものでございます。

続きまして、分担金及び負担金の民生費負担金、保育所運営費負担金でございます。現年度分といたしまして、こちらは小規模保育施設や民間保育所等の利用実績に伴い、684万4,000円を減額補正するものでございます。また、児童福祉費負担金現年度分につきましても、237万6,000円を学童保育事業の実績に伴い減額補正するものでございます。

次に、農林水産業費負担金でございます。こちらの説明欄に記載がございませぬ和田堰維持補修工事負担金につきましては、こちらに進捗の状況に伴い、ここで104万円を減額補正するものでございます。

国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費等負担金につきましては、給付費のですね、実績に基づきまして850万円をここで増額補正するものでございます。こちらは2分の1の補助事業となっております。

次に、児童福祉費国庫負担金の説明欄、子どものための教育・保育給付費国庫負担金につきましては、保育給付費の実績に伴い、1,580万円を減額補正するものでございます。こちらも2分の1の補助事業となっております。

続きまして、民生費国庫負担金の保険基盤安定負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金の保険者支援分の実績により5万6,000円を増額補正するものでございます。また、児童手当国庫負担金につきましては、1,254万4,000円を実績に伴いここで減額補正するものでございます。

続きまして、国庫補助金でございます。目、総務費国庫補助金の企画費国庫補助金でございます。説明欄に記載のございます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして3,566万8,000円を補正するものでござい

ます。こちらは、主な充当事業としましては、当初予算でのタクシー初乗り料金助成やひとり親家庭等の支援金、また、すくすく応援給付金、また、トイレ洋式化などによるものでございます。補正後の額といたしましては、地方創生の交付金につきましては1億1,942万7,000円となります。

続きまして、民生費国庫補助金でございます。節、児童福祉費国庫補助金、説明欄、保育対策総合支援事業補助金では、3歳児受入れ連携支援事業といたしまして227万4,000円を実績に伴い減額をし、保育士等処遇改善臨時特例交付金におきましては52万5,000円の増額補正となっております。こちらは2分の1の補助事業でございます。

続きまして、民生費国庫補助金の節、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）という国庫補助金でございます。こちらにつきましても実績に伴いまして330万円を減額補正するものでございます。

次に、14、15ページになります。保健衛生費国庫補助金でございます。説明欄に新型コロナウイルスワクチン接種、こちらは接種体制整備事業費補助金でございます。ワクチン接種に伴う体制整備の補助金で、10分の10の補助事業となります。実績に基づきまして、ここで2,250万円を減額補正するものでございます。

続きまして、国庫補助金の土木費国庫補助金では、橋梁長寿命化修繕事業費の確定に伴う減額、また、新松田駅南口駅前広場整備事業、町道5号線の進捗状況に伴い3,772万円を減額補正するものでございます。

続きまして、県支出金でございます。民生費の負担金で、障害者自立給付費等負担金につきましても、給付の実績に伴い、4分の1の補助事業となっております425万円を増額、ここで補正するものでございます。

続きまして、節、児童福祉費負担金でございます。説明欄の子どものための教育・保育給付費負担金につきましても、国庫と同様4分の1の補助事業となります。実績により630万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、保険基盤安定負担金でございます。こちらは保険者支援分といたしまして、保険税の軽減分の実績に伴いまして、国民健康保険保険基盤安定

負担金108万3,000円を増額補正するものでございます。また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、利用実績に伴い99万6,000円をここで減額補正するものでございます。説明欄の児童手当負担金につきましても187万2,000円、実績に伴いまして減額補正をするものでございます。

続きまして、県補助金の総務費補助金でございます。市町村自治基盤強化総合補助金につきましては、実績に基づきまして144万1,000円、ここで減額するものでございます。

続きまして、小児医療費助成事業補助金でございます。こちらは、受診等の実績に基づきまして308万9,000円をここで減額するものでございます。

続きまして、衛生費の補助金でございます。環境衛生費補助金、説明欄では広域獣害防護柵補修事業費補助金10万円の補正でございます。

続きまして、農林水産業費補助金で、節、農業費補助金の説明欄、機構集積支援事業補助金、こちらは先ほどの繰り越し等のありました8万円をここで補正するものでございます。農地利用状況調査をですね、国のほうの支援を頂きながら10分の10の補助事業として調査用のタブレット等の購入費として計上しているものでございます。

続きまして、土木費補助金で地籍調査費補助金につきましては、事業費の確定に基づきまして199万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、繰入金でございます。基金繰入金、目、教育施設整備基金繰入金150万円につきましては、松田小学校太陽光発電設備の進捗に伴い、ここで減額補正をするものでございます。

続きまして、16、17ページでございます。諸収入でございます。こちらは、目、経営安定緊急融資預託金元金収入、これも実績に基づきましてここで200万円の減額をするものでございます。

次に、目の雑入でございます。款、項、目、雑入でございます。節、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金でございます。こちらは7,050万円の減額補正で、太陽光発電設備のですね、整備事業の進捗状況により、ここで減額補正するものでございます。

続きまして、町債、土木債の道路整備事業債でございます。につきましては1,080万円を進捗状況等に伴い減額補正するものでございます。ここで、この事業につきましては一般財で対応するという形に補正をしております。交通安全施設等整備事業債につきましては、新松田駅南口駅前広場整備事業の進捗により1億1,360万円、新松田駅北口駅前広場整備事業の進捗により、ここでは450万円を減額補正するものでございます。

続きまして、消防債でございます。こちらの緊急防災・減災事業債につきましては、足柄消防署の山北町出張所設計委託事業につきまして、こちらに進捗状況に伴い、520万円を減額補正するものでございます。

続きまして、教育債でございます。松田小学校太陽光発電設備設置整備事業でございます。こちら事業進捗状況に基づきまして2,200万円を減額補正するものでございます。臨時財政対策債につきましても、先ほど説明したとおりでございますが、交付税の総額に伴い臨財債の減額が見込まれるため、ここで6,520万円を減額補正するものでございます。

それでは、18、19ページの事項別明細書の歳出でございます。初めに、議会費でございます。議会費につきましては、備品購入費、説明欄（2）感染症総合対策事業の備品購入費といたしまして89万円をここで減額補正するものでございます。

続きまして、総務費、総務管理費、一般管理費、負担金補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、退職者のための県市町村職員退職手当組合負担金といたしまして1,280万円をここで増額補正するものでございます。また、県市町村専門職員派遣事業におけます負担金につきましては200万円を増額補正するものでございます。

次に、地域公共交通対策費でございます。こちらは、負担金補助及び交付金で、こちらは利用の実績によりですね、学生への支援といたしまして、バス通学定期券助成事業補助金を300万円ここで減額補正するものでございます。

続きまして、民生費でございます。社会福祉総務費の節、繰出金でございます。国民健康保険基盤安定制度繰出金につきましては、実績に伴い152万円を

増額補正するものでございます。

次に、老人福祉総務費でございます。こちらのほうにつきましては、後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金といたしまして、1,093万3,000円を実績に伴い減額補正するものでございます。またですね、繰出金につきましても実績に基づき132万8,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、障がい福祉サービス等の給付費でございます。20ページ、21ページにわたります。扶助費でございますが、年間を通してですね、給付費の実績がここで出ましたので、1,700万円をここで増額補正するものでございます。

続きまして、児童福祉総務費でございます。説明欄（2）小児医療費助成事業の扶助費でございます。小児医療費の利用実績に伴いまして、ここで620万円を減額補正するものでございます。また、児童福祉費の保育所運営事業の委託料でございます。こちらにつきましても実績に伴い3,200万円をここで減額補正するものでございます。児童手当事業につきましても、実績に伴いまして1,629万円をここで減額補正をするものでございます。

続きまして、（6）になりますが、感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金でございます。保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金でございます。こちらのほうにつきましては10分の10の補助事業なんです、52万6,000円を補正するものでございます。保育環境改善等事業国庫補助金の返還金につきましては、前年度事業の確定に伴い24万3,000円を補正するものでございます。

次に、説明欄の（1）でございますが、子育て世帯生活支援特別給付金でございます。22、23ページにわたりますが、給付の実績に伴いまして330万円を減額補正するものでございます。

続きまして、予防費でございます。衛生費、保健衛生費の予防費、説明欄につきましても母子保健事業の委託料でございます。妊産婦健康診査委託料につきましても、健診、診査の実績に伴いまして100万円の減額補正となっております。また、（3）健康増進事業の委託料、こちらはがん施設検診委託料につきましても実績により100万円を減額補正するものでございます。

続きましてですね、（１）の新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業の委託料でございます。こちらはワクチン接種のコールセンター等の設置などの委託料の実績に基づきまして、ここで1,250万円を減額補正するものでございます。また、（２）といたしましては、この事業の報償費のワクチン接種業務従事者報償といたしまして、750万円を実績により減額補正するものでございます。報酬につきましても250万円を減額するものでございます。

次に、環境対策費でございます。説明欄（４）鳥獣防除対策事業でございます。こちらは、工事請負費のジビエ処理加工施設建設工事につきまして、ここで900万円の増額補正とするものでございます。資材の不足や高騰等に伴いまして、事業費をここで増額補正して進めるものでございます。

続きまして、塵芥処理費でございます。廃棄物の収集運搬委託料につきましても、実績の見込みによりここで320万円減額補正するものでございます。

24、25ページでございます。農林水産業費でございます。こちらは歳入歳出10分の10の補助事業の農業委員会用の農地利用状況調査用のタブレット購入費として8万円を計上してございます。

続きまして、農業振興費の工事請負費でございます。和田堰補修工事につきましては、進捗状況によりですね、ここで130万円の減額をするものでございます。

続きまして、自然休養村管理費でございます。（７）になります。感染症総合対策事業として工事請負費、みやま運動広場のトイレ洋式化工事と農と交流拠点施設のトイレの洋式化の工事、合わせてですね、160万6,000円の補正で10分の10の補助事業となります。また、森林環境譲与税の確定に伴い基金の積立てを9万6,000円、ここで行うものでございます。

続きまして、商工振興費でございますが、説明欄（２）勤労者福祉事業負担金補助及び交付金の町勤労者住宅資金利子補助金につきましては、利用の見込みによりここで270万円減額補正するものでございます。（７）感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金でございます。中小企業・小規模事業者等支援金の実績の確定により520万円、貸付金では経営安定緊急融資預託金として200

万円を実績によりここで減額補正するものでございます。

続きまして、26、27ページでございます。土木費でございます。土木管理費の土木総務費、こちらは地籍調査委託料でございます。落札差金による減額補正として123万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、道路橋梁総務費でございます。こちらは壱町田地内の水路につきまして、地権者との調整により、ここで減額補正100万円をするものでございます。道路維持費の工事請負費でございますが、町道路面標示設置工事につきましましては、事業の進捗状況によりまして280万円をここで減額補正するものでございます。(2)の橋梁長寿命化事業の委託料でございます。こちらのほうにつきましましては、点検委託料についての落札差金によりまして367万5,000円の減額補正をするものでございます。都市計画費でございますが、新松田駅北口駅前広場詳細設計業務委託におきまして、1,000万円をここで減額補正するものでございます。

次にですね、都市計画整備事業費の新松田駅南口駅前広場整備事業、町道5号線につきましましては、委託料といたしまして、新松田駅南口建物工作物調査委託620万円、公有財産購入費の用地買収費につきましましては6,600万円、補償補填及び賠償金の物件損失補償費におきましては、8,300万円を事業の進捗によりここで減額補正するものでございます。

続きまして、都市排水路費につきましましては、28、29ページの工事請負費の壱町田地内水路補修工事について、こちらに進捗に基づきましてここで139万円減額補正をするものでございます。

続きまして、目、下水道費でございます。節、繰出金でございます。下水道事業特別会計繰出金につきましましては、消費税の確定等に伴う減額還付によるもので、ここで600万円をですね、補正するものでございます。

続きまして、消防費でございます。常備消防費の負担金補助及び交付金、説明欄では広域消防事務負担金でございます。小田原市消防本部の予算執行状況等に基づき、事業等の負担金をここで935万1,000円減額補正するものでございます。また、広域消防施設整備負担金でございますが、こちらは落札差金に基

づきまして松田町分の188万円を減額補正するものでございます。

続きまして、教育費でございます。教育総務費、事務局費でございます。こちらは教育施設整備基金につきまして積立金でございます。1億500万円を今後見込まれる松田中学校改修事業や教育施設等の更新に向けた積立金でございます。続きまして（2）ですね、中学校プール管理経費でございます。委託料でございます。こちらは、コロナ禍の状況によるプールの開放等が行われなかったため205万2,000円を減額補正するものでございます。小学校費の工事請負費でございますが、松田小学校太陽光発電設備の工事でございますが、資材の調達等の見込みが非常に難しくなったこと、またですね、それに伴う補助金ですね、繰り越しできなかったことなどを含めて、ここで9,400万円を減額補正するものでございます。

続きまして、公債費の利子でございますが、927万1,000円を減額補正するものでございます。町債の利子の償還に関する経費でございますが、毎年ですね、当初予算では、新たに起債する事業、昨年度事業を含むものなどを含めて、予定どおり全て借り入れた場合で試算をしており、また、利率につきましても2%程度の試算として予算を計上しております。今回ですね、松田小学校整備事業の利率や臨財債の利率の変更により低い利率で借入れができたことなどから、ここで減額補正するものでございます。公債費の利子につきましてもですね、決算不用額の指摘事項がございましたので、今回もここで補正を上げさせていただいているものでございます。

続きまして、30ページ、31ページの予備費でございます。2,870万8,000円を増額をし、補正後の合計は7,373万2,000円となっております。

32ページから35ページまでが給与明細書を添付させていただきました。また、36ページに地方債の前々年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。この調書につきましては、地方自治法施行令第144条により添付するものでございます。

以上が一般会計補正予算（第11号）についてでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺嶋 ちょっと2点ばかりお聞きしますけども、まず、補正予算のこのマイナス補正、減額のほうは執行残とかそういう、それから事業実績でね、マイナスになるというのは分かるんですけども、今度新しくプラス補正ね、増額補正の部分もありますけども、これは財源としては、令和3年度の単体といたしますか、財源としては、実際使うのは、この今年度の、3年度の事業には間に合わない分も入れてね、新年度のこの予算として繰り越した分としても一緒にね、新年度の予算と一緒にこの補正予算の分をね、使われるのか、その辺の、ちょっと分かりませんので、お伺いします。

あとですね、13ページね、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が来てますけども、これも翌年度に繰り越して使う分なのかね、3年度単体でやられる事業なのかね、その金額。あと、事業費が1億、何ですか、新型コロナウイルス感染症総合対策事業費として1億1,942万円ぐらい余の金額になっておりますけども、これ、そうしますとこれは新年度、3年度予算と比べたら額が少ないんですけどもね、これは実際どういうふうになっているのか、その辺をお伺いします。

政策推進課長 まず1つ目の質問なんですけども、原則ですね、会計、例えば令和3年度の会計の原則がございます。法の215条で、歳入歳出予算につきましては、会計年度の独立の原則ということがございますので、3年度事業については1回ここで歳出…減額をして、その事業の新たなものは増額をして、補正で見せて、しっかりやって収まる。例えば継続費等がございます。継続費につきましてもですね、しっかり予算に、令和4年度の予算に定めてそれを執行していくということなので、ここに残ったものをそのまま全部またぱっと使えるよということではないということで説明をして、繰り越すよということをし、それは6月のときにですね、幾ら繰り越したのかというような説明をさせていただくというのが原則になっておりますので、3年度の事業で減ったからすぐ4年度で使えるとか、繰り越して使えるとか、そういうことではないということで説明を終わらせていただきます。

議 長 ほかには。コロナ対策。（私語あり）

政策推進課長 まず、コロナ対策の感染症総合対策地方創生臨時交付金でございますが、今回3,566万8,000円を充当していると。新たな事業の、今まで当たってない一般財源のほうに充当する事業なんですけど、先ほどちょっと説明させていただいたんですけども、ここで充当している事業なんですけど、当初予算でですね、町のほうではタクシー初乗り料金助成事業がございます。これは650万4,000円、これにまず1つ充てております。そして、ひとり親家庭等支援金42万8,000円、すくすく応援給付金820万円、トイレの洋式化というのがございまして、今回の補正でもございますが、そこに充当させている160万6,000円、そしてですね、プレミアム商品券がございますが、これは当初の予算額が1,100万円でございます。これにですね、中小企業の事業支援がマイナス520万円というような実績になりますので、それを差し引いた580万円、そして給食費保護者負担特別軽減措置補助金に1,313万円、これをですね、今回補正で充てております。令和3年度におきましては、この総額として交付金は幾ら使っているのかというところなんですけれども、今のところ1億1,942万7,000円があります。なお、この交付金につきましては、国のほうがですね、新たな令和4年度もある程度見込んでおります。令和4年度にはまだ充当しておりませんが、そういう予算もあるという。これは、今後新たな事業や、今一般財で予算を計上しているものに今後充当することも考えながら進めていくと。これは令和4年度分なので、一応そういうふうには考えているところでございます。以上です。

11番 寺 嶋 1点目のその3年度補正予算は、あくまでも単年度主義ですから、3年度の予算として使って、それでなおかつ今回トイレとかそういうのをやる場合、年度末に終わらない場合は翌年度へ繰り越すというようなこともあると、そういうことでよろしいんですか。

政策推進課長 地方創生の臨時交付金につきましては繰り越しができないんですね。なので、この先ほど補正の額につきましては、ここで充当させて事業を完結するのが原則です。原則です。ただ、ちょっと先ほど言った、申し訳ございません、ちょっと余計なことを言っちゃったんですけど、令和4年度の国のほうの地方創生

を見込まれてますよと、金額がありますということなので、これが確定した段階で令和4年度予算のほうで充当させていきたいなというふうには考えているところでございます。（私語あり）

先ほどちょっと説明したとおりなんですけども、もう3年度につきましての事業は単年度収支の会計上の決算になりますから、原則なので、そこはそこで収めるということで、それが収まらなかったらすぐ4年度に繰り越すということはないです。以上です。

11番 寺 嶋 はい。

議 長 ほかにございますか。

6番 井 上 補正予算のですね、ページ23ページの環境対策費の中のジビエ処理加工施設建設工事、補正予算額が900万円ということで、これは12月ですか、執行された入札が不調となったことに対する補正予算だということですが、これは繰越明許の中でですね、当初予算額3,000万円にプラス900万円で3,900万円ということの繰越明許の事業費というふうになっております。これは、令和4年度で再度執行をされるというふうに理解しますが、ここで工事請負費しか補正予算で計上されていません。設計委託料についてはどういうふうな形で対応をされるのか、お伺いをします。

また、さらにですね、今回は資材の高騰という理由で不調に終わったという説明と聞いておりますが、それでは、この補正予算額の900万円の積算の根拠はですね、どういうふうな形で、内部職員で積算をされたのか、そういう、今年度契約の設計委託業者の調製によるものなのか、そこを1点目としてお伺いをいたします。

次の25ページで、先ほど繰越明許のところでもありました。内容的にはですね、いいかなと思うんですけども、これは備品購入費だということで、8万円の備品購入費。本来備品は10万円以上ですか、というふうな、10万円とか30万円とかという理解があったというふうに思いますが、これはどういうふうな事業用備品なのか。備品としてですね、性質的には備品というものなのか、消耗品なんだけれども、国のほうのそういった補助金対象の中で金額的に考えら

れる部分で8万円ということで収めたための結果なのか、その2点をお伺いをいたします。

観光経済課長 御質問にお答えさせていただきます。大きく2点ということの中で、まず1点目のジビエの関係でございます。まず、設計委託料が最終的にどのような扱いになるか、新年度においてはどうかと、こういう御質問かと思いますが、令和3年度、今年度の予算でございますね、まず200万円の委託の費用をお認めいただいております。3,000万の中の200万円、残り2,800万円が工事費ということの内訳でございました。執行の状況を申しますと、おおむね50万円というのを概要的な設計の中で既に支出のほうをしてございます。残りの150万円をさらに詳細の設計をしていただく中でございまして、これには今年度、いわゆる工事を完了することを見込んでおりましたので、管理の費用も含めて見込んでおります。こちらを併せて新年度のほうに繰越しを、合わせてと申しますのは、工事費と合わせてございまして、残りのその設計の部分というのは繰越しの執行を考慮しております。

ジビエの1点目がそれでございますね、あと2点目、資材高騰等の理由はというところでございます。入札からその高騰の状況の説明は、御説明をちょっと以前も申し上げたところかとは思いますが、まずその内部的に職員がやったのかどうかという観点についてはございまして、今申し上げたとおり設計の関係で委託をしておりますので、業者様の、設計業者のほうのございまして、積算ということにはなっております。プラスしてその入札の高騰の状況というのは、資材高騰の状況というのは、前も申し上げたとおりの乖離が出たというのが大きいところでございます。ジビエに関してはそれでよろしいですか。

政策推進課長 2つ目のございまして、先ほどの備品購入費でございますが、原則町としては1万円以上が備品購入と。なおでございますね、例えば9,000円とかその辺につきましても備品扱いにしたほうがいいんじゃないかというようなものは、内部のほうで町として検討して進めます。原則10万円ではなくて1万円ということの中で、今回のこの事業につきましても、国がございまして、今回急にございまして、この事業の備品購入費として、ここでは農業委員会が使うタブレットで調査票の部分を購入し

ようということで国に申請をして確認をしたところ、繰り越して、実質的には繰り越して使用してくださいというようなこともありましたので繰越しとした次第でございます。以上です。

6 番 井 上 25ページのほうはですね、タブレット購入だということで、台数的に何台かというのをまた教えていただきたいと思います。

あと、ジビエのほうの関係ですけれども、200万円の、当初予算では2,800万円と設計委託料が200万円ということで3,000万円だったわけですね。その中で、先ほど50万円が執行済みだと言うんですけども、通常200万円であれば設計委託料のほうはですね、大きい金額で、設計管理のほうは小さい金額というふうに思いますが、50万円しか執行してないということは、設計委託が50万円できたという理解でよろしいのかと。

あとですね、900万円のほうは、設計業者が積算をしたというふうな説明で理解しましたが、これはですね、本来の200万円の設計委託の中に入らない部分ですね。不調で終わって、それを再度設計をし、積算をして、来年度ですね、予定価格に備えるための作業分というのをその200万円の設計の中でやらせるというのは、ちょっと設計委託業者に対する、ちょっと違った意味での負担感が出てくるのかなということで、先ほど私が聞いたのは、この900万円の数字をどうやって出したかという話です。それは設計業者でやったのか、それとも職員の中の積算でやったのかという。通常は、そういう入札に係る積算等は建設物価等の中で出すんですけども、それが物価の高騰でですね、間に合わなかったということであればですね、それを設計業者にやらせるというのは、その200万円の中でやらせるというのは筋違いであって、ここです、設計委託料をこの補正予算の中で見込まなければいけないのか、またはその工事請負費と設計費の中での流用というふうな形でやるしかないのかなというふうに理解しましたが、いかがでしょうか。

観 光 経 済 課 長 何点か今お話出た中で、ちょっと順次、合っているかどうか、また言っていたきたいんですけど。まず詳細の、先ほど私の説明がよくなかったかもしれないです。50万円の執行済みと、150万も執行は始めております。これは、詳

細の設計と管理という部分が150万というふうに御理解いただいて、その詳細の設計分というのは、一度当然入札に付しておるわけですが、その大きい中身というのは、大きくは変わってないんです。変わってないんですけれども、その資材高騰の部分と、あとその資材高騰を見込んでいろいろスリム化した部分、こういったものがありますので、設計していただいている業者様にはですね、議員おっしゃるように若干御負担はあろうかと思えます。その話というのは、いろいろ協議の中でですね、調整をさせていただいて、御理解をいただきながらやっているというところでございます。

あとは…（「900万の積算。」の声あり）900万の積算といいますのは、先ほども一度御説明しましたよね。要は入札の差額の部分があつてというところと、あとはその設計業者様との調整の中で出てきている数字でございます。以上です。

6 番 井 上 25ページの台数というのを、さっきお聞きしたつもりだったんですけども、よろしく願いをいたします。

じゃあ、23ページのほうの900万ですね、その入札の差額等からね、出したということであると、本来的にそこで足りない分だけを補正をしたというふうに理解をね、してしまうんですけれども。でも、それだとまたさらにね、高騰するのか、また下がるのか分かりませんが、そこで町の考え方の根拠というものがいいのではないかなというふうに考えますので、その辺はその詳細設計をやられた業者さんとの調整だということであればですね、それでオーケーですけれども、単純に不調になったですね、予定価格と入札額との差額分だけ補正をしたということではね、適当ではないというふうに思います。よろしく願いします。

参事兼まちづくり課長 設計のほうもですね、お手伝いさせていただいておりますので、概要について御説明させていただきます。まずですね、不落でですね、予定価格を上回ってですね、入札をされた業者さんがほとんどでした。それはですね、今、設計書を添付していただいておりますので、聞き取り調査をさせていただきました。例えば問屋さんであるとか、仕入れるところでどのくらいの実績で動いているの

かというのをまず町は確認しております。じゃあ材料はこのくらい、あ、こんなに違うんだということをきちっと数字で確認をいたしました。それと、なおかつ設計士さんのほうに、じゃあ設計士さんも設計士さんのコネクションの中でどういった市場が、動向があるのかというのを、材木以外でもやっぱり備品が調達できないものも多くありました。金額が合わないものが。そういったものも再度やり直した結果がこの900万という形で御理解いただければと思います。以上です。

観光経済課長　　すみません、タブレットの御回答でございます。タブレットは2台でございます。（「分かりました。」の声あり）

議　　長　　よろしいですか。

6番井上　　終わります。

1番唐澤　　35ページの給与費明細書のところなんですけれども、過去の予算書だったり補正予算の資料だったりとかを見ていきますと、職員の方が…。

議　　長　　ちょっと声が小さいので、大きくお願いできますか。

1番唐澤　　すみません。過去の予算書とか補正予算の資料等を見ていきますと、職員の方々の時間外勤務手当のところは年々どんどん増えているなというのを感じています。これは、コロナだったり災害だったりの原因なのか、はたまた日頃の業務の、何か非効率な何かがあるのか、どういった理由があるのか、教えてください。

副　　町　　長　　ちょっとこれは全体的に関わりますので、私のほうから答弁させていただきます。今、唐澤議員おっしゃったようにですね、当然災害、台風、また今現在はですね、ここ2年ばかりはコロナ対策というところにはですね、非常に職員もですね、時間を割いての、通常のもので、業務を時間を割いての作業になっておりますので、当然この辺は追加になっております。それとですね、やはりここ何年か、県・国からですね、事務が町にですね、移譲されているということも仕事量が増えているということもございます。これは、最近一時的にから見るとですね、落ち着いてきておりますけれども、職員数の増を図ってない中でですね、やはりそういう国・県からの事務の移譲というところも一つの要因

かなど。そういった中で、どうしても時間外をせざるを得ない状況があるかなというのも一つあります。それと、今は特別なコロナ対策、また最近災害、風水害についてもですね、非常に出勤というか、いう回数がですね、増えておりますので、そういったところでですね、この時間外というところが増えてきているというところでございます。ただ、この辺はですね、私のほうで一括毎日毎日ですね、課長さんからの申請を管理しながらですね、やっておりますので、職員に負担をかけない中でのですね、管理体制というのは整えさせていただいているところでございます。以上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。御苦労さまということに本当に尽きるんですけども、本当に皆さんが倒れられたらもう終わりですので、今後、オンラインとかいろんな働き方改革とかもどんどん入ってくると思いますので、この辺りの費用とか、いろんなものを考えながらまた改善させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第9号令和3年度松田町一般会計補正予算(第11号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。